

福島の復興・再生に向けた取組

2019年7月



復興庁

Reconstruction Agency

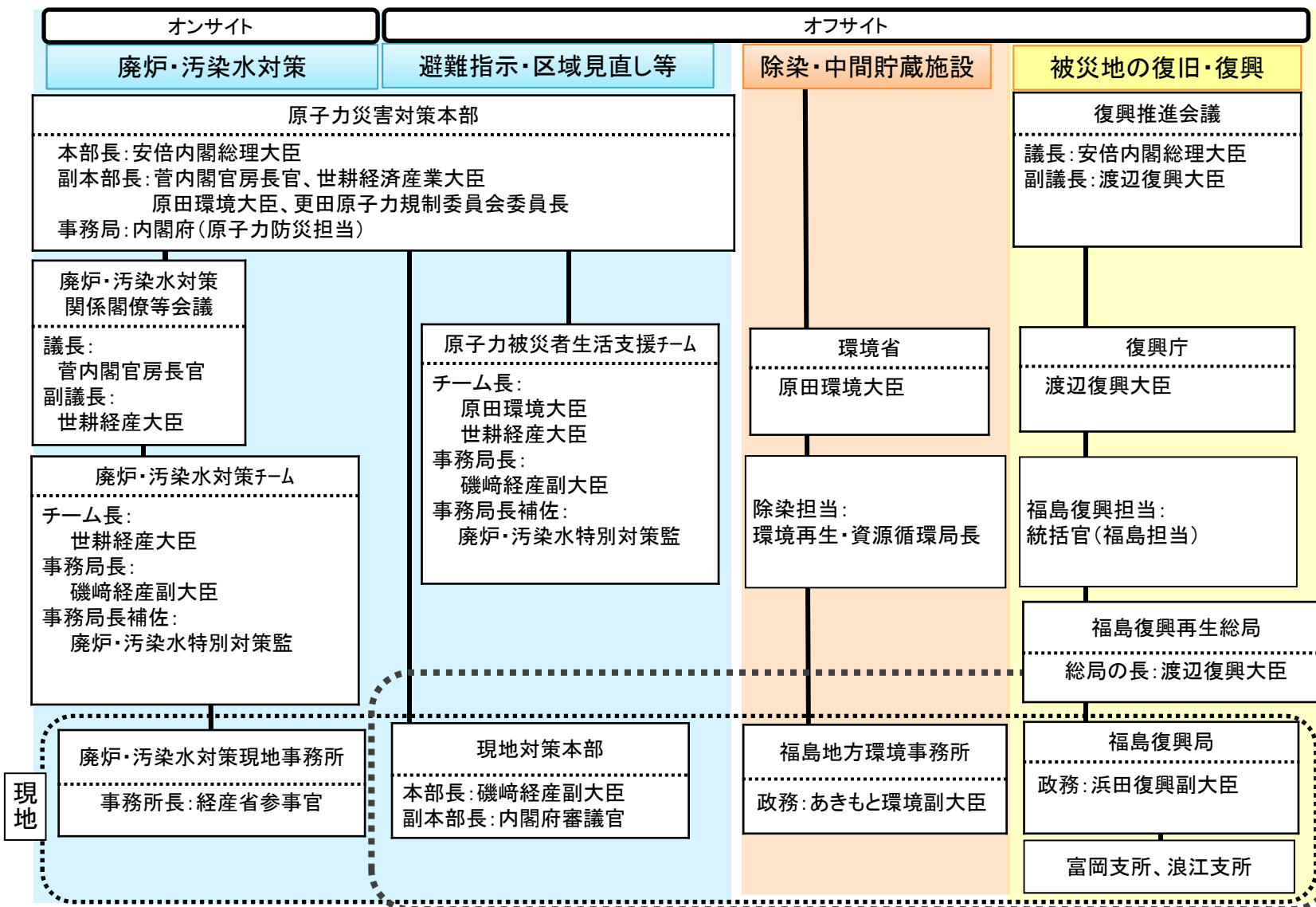
新たなステージ 復興・創生へ

目 次

1. 政府の体制及び復興・再生に係る基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
 - 1) 政府の体制
 - 2) 福島復興再生特別措置法（概要）
 - 3) 福島復興再生基本方針改定（概要）
 - 4) 「復興・創生期間」における復興の基本方針の見直し
2. 避難指示区域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
3. 避難指示の解除と早期支援に向けた支援の取組・・・・・・・・P 1 1
 - 1) 避難指示の解除
 - 2) 福島再生加速化交付金
 - 3) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費
 - 4) 特定復興再生拠点区域
4. 新たな産業の創出・生活の開始に向けた広域的な復興の取組・・・・・・・・P 1 9
 - 1) 福島12市町村将来像
 - 2) 福島イノベーションコースト構想
5. 風評払拭・リスクコミュニケーション・・・・・・・・P 2 3

1. 政府の体制及び復興・再生に係る基本方針

1. (1) 福島復興に係る政府の体制



1. (2) 福島復興再生特別措置法(概要)

(施行：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針 (2012年7月13日閣議決定、2017年6月30日改定)

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
(方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

避難解除等区域

国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

帰還困難区域

市町村長が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ② 公共施設の清掃等を国が直轄で実施
- ③ 事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
- ④ (特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置

- ① 一団地の復興再生拠点整備制度の活用
- ② 帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他

福島相双復興推進機構への国の職員の派遣 (官民合同チームの体制強化)、帰還環境整備推進法人の指定

福島県全域の復興・再生

(赤字は2017年法改正事項)

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ・ 地域ブランド (商標、品種) の登録料等の減免

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・ 特に、福島国際研究産業都市区域において、以下の法律上の特例を措置 (「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化)
 - ① 中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免
 - ② ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用

その他

- ① 訓示規定
 - 農林水産物等の販売の実態調査等 (風評払拭への対応)、いじめ防止対策の実施 等
- ② 原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置

1. (3)福島復興再生基本方針改定(概要)

<経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、2017年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針を改定（2017年6月30日閣議決定）。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（2016年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

<概要>

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

各取組の概要

※赤字は2017年の法改正に伴うもの

● 避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化） 、 帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 いじめの防止のための対策 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、 商品の販売等の不振の調査等（風評対策） 、職業指導等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想 、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新工ネ社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、 地域公共交通網の形成支援等 ・国、県及び市町村間の連携等

1. (4) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて (概要) (平成31年3月8日 閣議決定)

- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組み、5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域**においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。**復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。**
- 福島原子力災害被災地域**においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。**福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。**

2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建(岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消)、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興(平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標)、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束(廃炉・汚染水対策)、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**を通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

- ・復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

(1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

▶ ハード事業

個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

▶ 心のケア等の被災者支援

コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等

▶ 被災した子どもに対する支援

特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援

▶ 住まい

応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

▶ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望

▶ 地方単独事業等

残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

▶ 原子力災害に起因する事業

風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

▶ 事故収束 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

▶ 環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等

▶ 帰還促進・生活再建等

魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

▶ 事業者・農林漁業者の再建

事業再開、経営改善、人材確保等
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等

▶ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等

▶ 地方単独事業等

原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

(4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

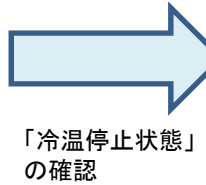
2. 避難指示区域の状況

2. (1) 避難指示区域の状況

1. 2011年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 2011年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】



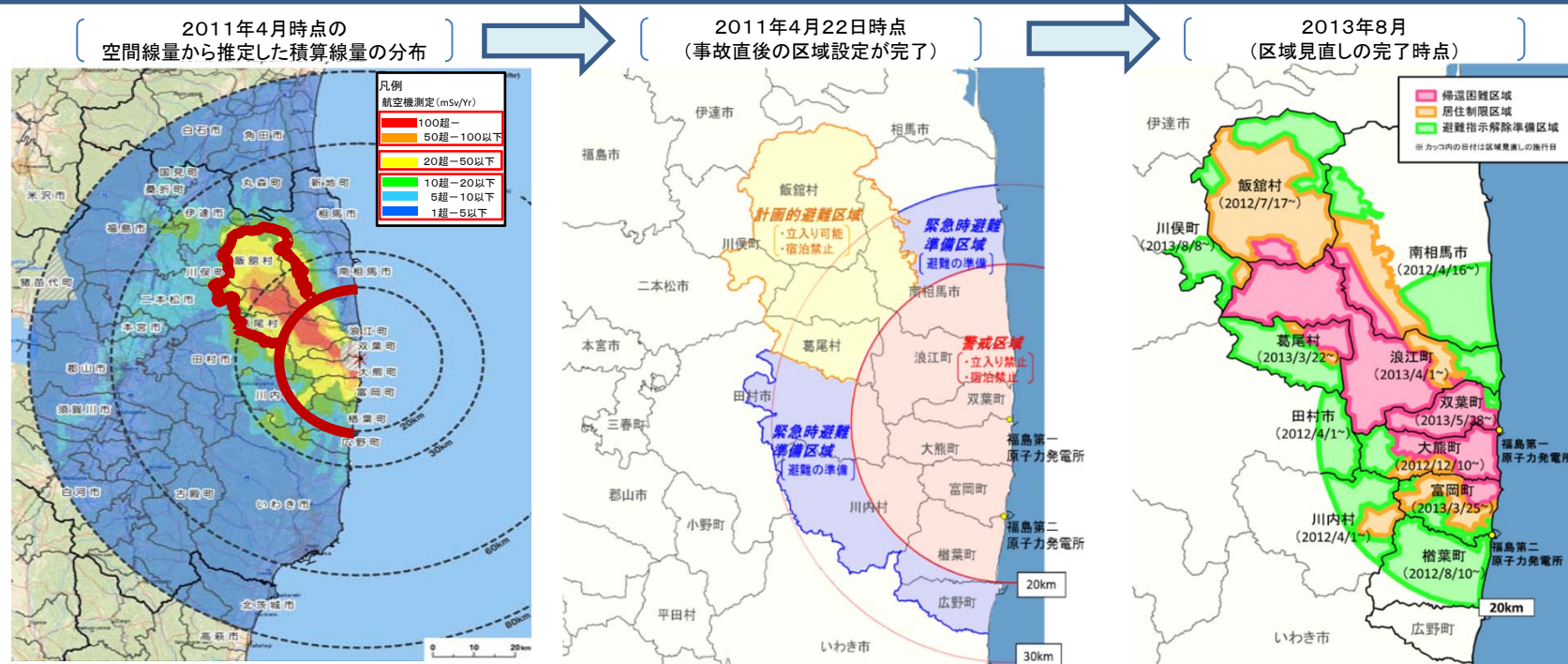
5. 避難指示区域の見直しの実施

- ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※2015年6月19日以降、一部事業活動可
- ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

2013年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了(各市町村で、地区毎に住民説明会を実施(約200回))

3. 2011年9月 緊急時避難準備区域の解除

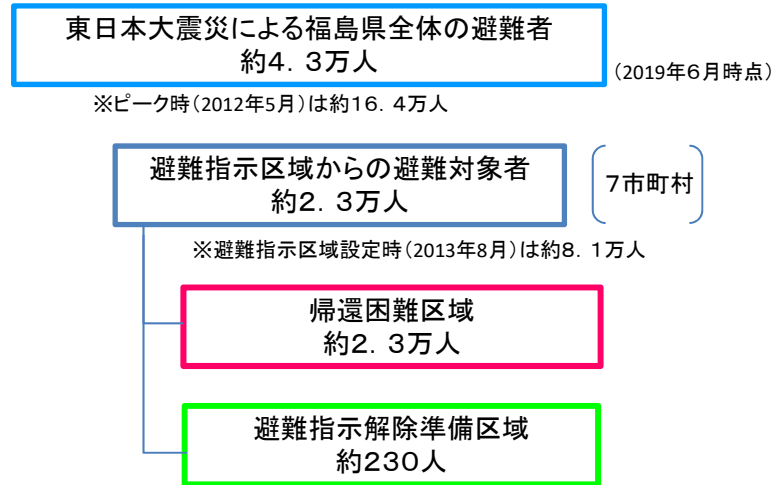
4. 2011年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始



3.被災指示の解除と早期支援に向けた支援の取組

3. (1) 避難指示の解除

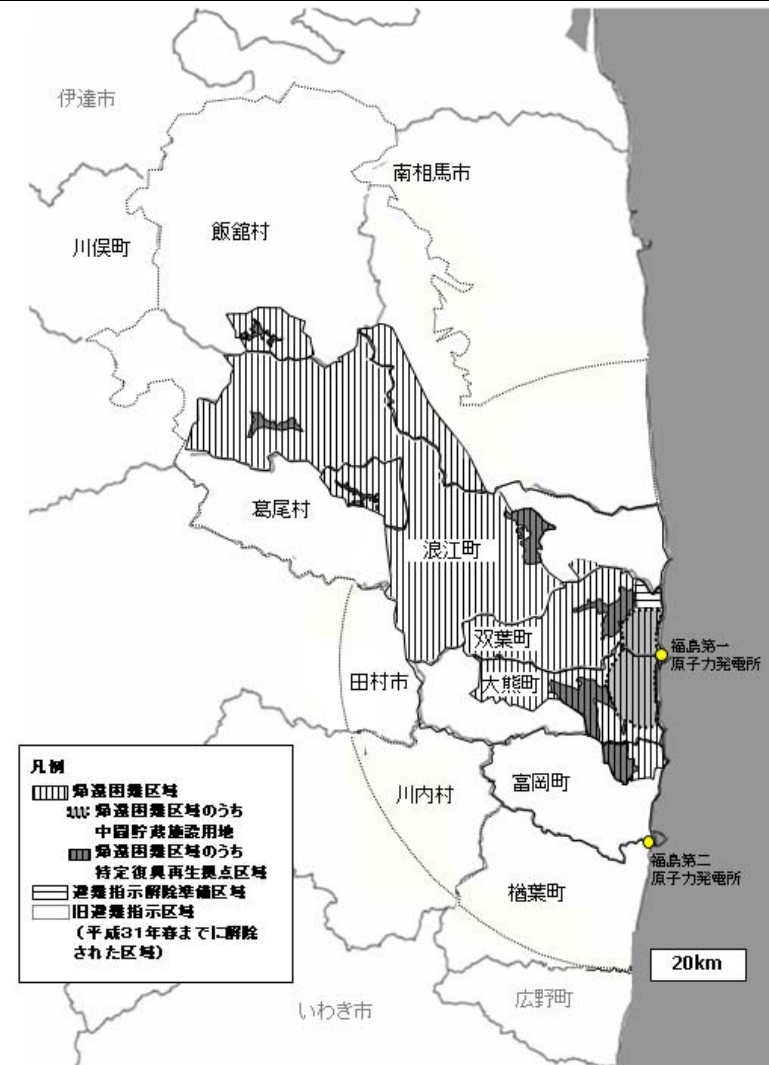
【避難者の状況】



【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 楢葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

避難指示区域の概念図 (2019年4月10日時点)



(備考) ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1752報・2019年4月5日)による。
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2019年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

3. (2) 福島再生加速化交付金(概要)

【平成31年度予算 890億円(平成30年度予算 828億円)】

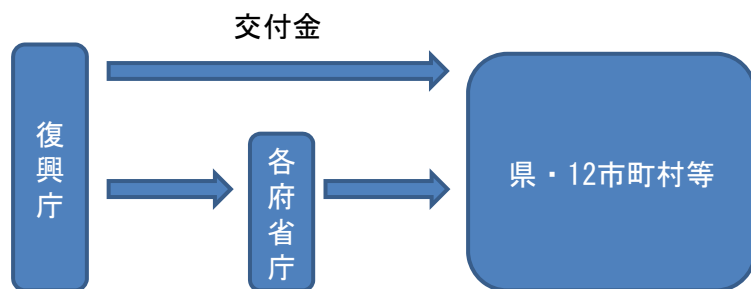
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。(P.29、6(1)①(iv))
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備(復興拠点、災害公営住宅等の整備等) ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○営農・商工業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設、産業団地の整備等)
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 (復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ○復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 (遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 (プレイリーダーの養成等)
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺的生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備

3. (3) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費(概要)

【平成31年度予算 111億円】
【平成30年度予算 150億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

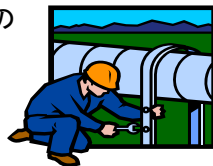
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制等

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・ 避難区域内の除草
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール、カメラを措置実施。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



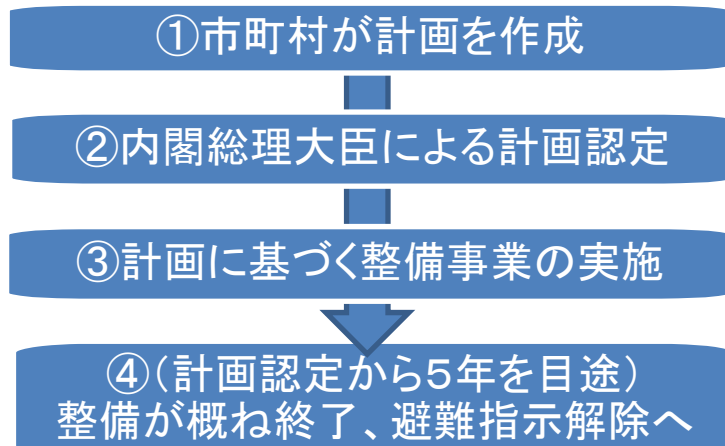
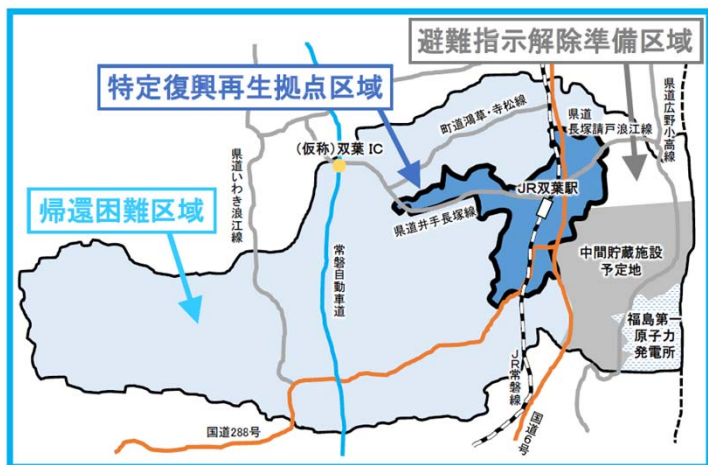
など

3. (4) 帰還困難区域の復興・再生

i) 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標(例: 帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

3. (4) 帰還困難区域の復興・再生 ii) 特定復興再生拠点区域の整備

- 福島特措法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に**6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）**の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「**推進会議**」を設置し、**計画の具体化を推進**。

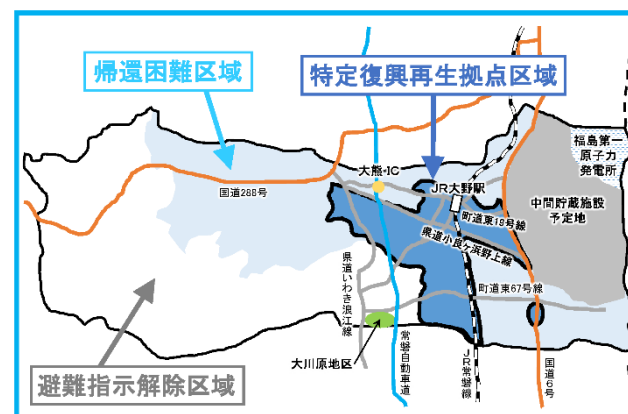
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：JR常磐線双葉駅周辺の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

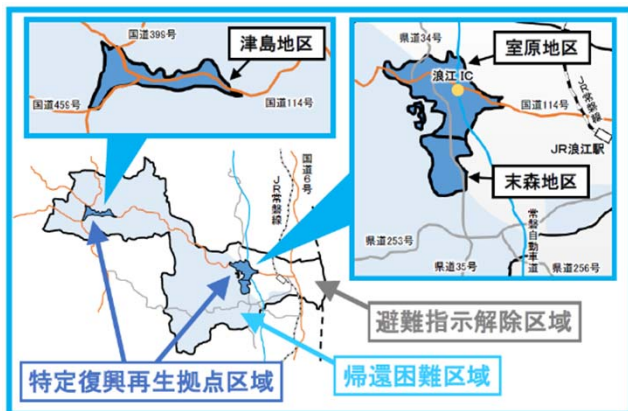
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2019年度末頃まで：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

3. (4) 帰還困難区域の復興・再生 ii) 特定復興再生拠点区域の整備

浪江町（2017年12月22日認定）



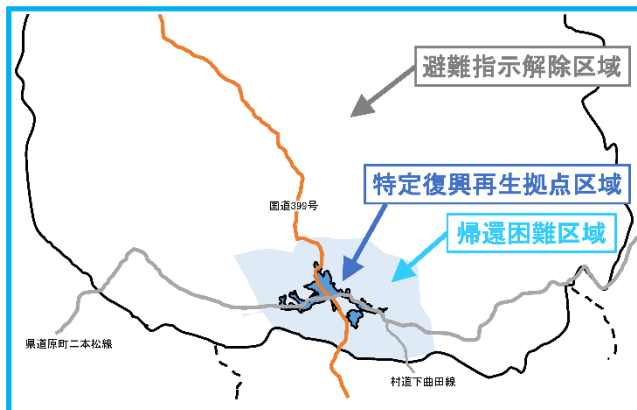
- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2019年度末頃まで：JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春

3. (4) (参考) 特定復興再生拠点区域の整備状況(2019年6月1日時点)

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
双葉町 2017.9.15認定	解体・除染 ○復興シンボル軸【県道井手長塚線】(解体55件、除染約7ha) : 2017.12.25着工 ○駅東地区(解体640件、除染約90ha)等 : 2018.2.13着工 ○羽鳥地区等(解体200件、除染約120ha) : 2019.5.8着工 ※駅西地区(約40ha) : 先行除染済
	施設整備等 ○常磐自動車道双葉インターチェンジ : 2017.6.17着工 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 : 2018.3.30都市計画決定、2018.7.31一部事業認可 ○JR常磐線双葉駅 : 2018.8.6着工
大熊町 2017.11.10認定	解体・除染 ○下野上西地区(解体460件、除染約160ha) : 2018.3.9着工 ○駅周辺西地区、国道6号沿線、下野上南地区(解体300件、除染約140ha) : 2019.2.28着工 ※下野上周辺地区の一部(約147ha) : 先行除染済
	施設整備等 ○常磐自動車道大熊インターチェンジ : 2017.6.17着工、2019.3.31開通
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染 ○津島地区の一部(除染約4ha) : 2018.5.30着工、完了 ○津島・室原・未森の3地区の一部(解体160件、除染約290ha) : 2018.8.6着工
富岡町 2018.3.9認定	解体・除染 ○夜ノ森駅周辺(除染約0.3ha) : 2018.7.6着工、完了 ○拠点北地区(解体300件、除染約80ha) : 2018.8.10着工 ※夜ノ森地区の一部(約44ha) : 先行除染済
	施設整備等 ○JR常磐線夜ノ森駅 : 2019.4.4着工
飯舘村 2018.4.20認定	解体・除染 ○居住促進ゾーン等(解体20件、除染約30ha) : 2018.9.28着工 ○国道東側地区(解体50件、除染約28ha) : 2019.5.10着工
	施設整備等 ○環境再生事業 : 除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	解体・除染 ○野行地区(解体33件、除染対象全域) : 2018.11.20着工

4. 新たな産業の創出・生活の開始に向けた広域的な復興の取組

4. (1) i) 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(2015年7月)及びそのフォローアップ

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会

- 復興大臣の下、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を取りまとめ(2015年7月)
- 提言に記載された**主要個別項目の状況を国、福島県等から報告を受け、実現に向けた助言を行う**

【委員】

- ◎ 大西 隆 豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長
 - 家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学 教授
 - 内堀 雅雄 福島県知事
 - 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長
 - 高島 宏平 オイシックス(株)代表取締役社長
 - 中村 良平 岡山大学大学院教授・経済学部副学部長
 - 松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
 - 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
- (◎:座長、○:座長代理)

※役職は提言取りまとめ時点のもの

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(概要)

- 30~40年後の地域の姿
 - ・空間線量については、物理減衰のみで相当程度低減
 - ・復興の進捗によっては震災前の人口見通しを上回る可能性
 - ・世界に発信する福島型の地域再生

2. 2020年に向けた具体的な課題と取組

主要個別項目

- (1) **産業・生業(なりわい)の再生・創出**
- (2) **住民生活に不可欠な健康・医療・介護**
- (3) **未来を担う、地域を担うひとづくり**
- (4) **広域インフラ整備・まちづくり・広域連携**
- (5) **観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興**

3. その他

- ・福島復興・再生は国の責務と明記。
- ・発災から10年後の福島復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題と付記
- ・「**今後、国、県その他関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化・実現に向けて速やかに取組み、そのための取組体制の構築を検討すべき**」と、フォローアップ体制構築の必要性を提言

助言

報告

福島12市町村将来像提言フォローアップ会議

第1回:2015年10月、第2回:2016年2月、第3回:2016年5月、
第4回:2017年 5月、第5回:2018年5月、第6回:2019年5月

- 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」の**主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理(フォローアップ)を行う**
- **工程表等を取りまとめ、有識者検討会に報告する**

【構成】

- 共同議長 復興庁統括官、福島県副知事
- アドバイザー 有識者(必要に応じ参加)
- メンバー 復興庁、関係省庁
福島県庁
12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)
- 説明者 個別項目の検討・実施主体(関係省庁、福島県庁関係部局等)
- 共同事務局 復興庁、福島県

4. (1) ii) 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020（概要）

- 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、2015年7月、**30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。**
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、復興庁、関係省庁、福島県、12市町村等が参加する「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」（事務局は復興庁及び福島県）を開催し、2016年5月に福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を策定。2017年6月、2018年5月、**令和元年6月に、その後の進捗を踏まえて改訂。**

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

1. 産業・生業(なりわい)の再生・創出	2. 住民生活に不可欠な健康・医療・介護	3. 未来を担う、地域を担うひとづくり	4. 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携	5. 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
<ul style="list-style-type: none"> 新産業の創出と事業・生業の再建 基幹産業である農林水産業の再生 	<ul style="list-style-type: none"> 医療の充実による安全・安心の確保 高齢者の介護の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の復興人材を育む先進的な教育の推進 新たな産業構造下における中核的な人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 広域インフラ整備 まちづくり 広域連携 	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興 風評・風化対策 文化芸術の振興 スポーツ振興
主要個別項目への取組（22項目）				
<p>(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進 2019年度末までに福島ロボットテストフィールドを全施設開所 大学等の「復興知」の活用を強化 2020年夏にアーカイブ拠点施設を開所 2020年7月に福島水素エネルギー研究フィールドの実証運転を開始 	<p>(5) 二次医療体制の確保を含めた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難地域等医療復興計画」に基づき、福島県ふたば医療センター附属病院の運営・多目的医療用ヘリの運航等、医療提供体制の再構築等を推進 	<p>(8) 小中学校再開のための環境整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたち安心して通うことができる教育環境づくりを推進 	<p>(13) 幹線道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年代初頭までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備 	<p>(18) 観光振興・交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ホープツーリズム等の取組を推進
<p>(2) 官民合同チームの取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援 12市町村外から移住して創業する者等をコンサルティング支援対象に追加 	<p>(6) ICT活用による地域医療ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進 	<p>(9) 魅力ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの利活用など、魅力ある教育の展開・情報発信等を推進 	<p>(14) JR常磐線の早期の全線開通</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年度末までの全線開通を目指す 	<p>(19) 風評・風化対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等 「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化
<p>(3) 被災企業等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地企業の販路開拓や企業立地支援等により雇用創出・産業集積等を推進 	<p>(7) 地域包括ケアの実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護施設就労予定者への就職準備金等の貸与、介護施設・訪問サービスへの運営支援等を推進 介護需要に応じた介護施設の整備及び介護人材の確保を推進 被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援 	<p>(10) ふたば未来学園での先進教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年4月に併設中学校が開校し、併設型中高一貫教育を実践、SGHの取組 	<p>(15) 復興拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進 特定復興再生拠点の整備を推進 	<p>(20) 文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施
<p>(4) 福島フードファンクラブ（FF）等の取組</p>		<p>(11) 小高産業技術高校での先端技術教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組 	<p>(16) 地域公共交通の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築 	<p>(21) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 野球・ソフトボール競技の開催準備、聖火リレー、都市ボランティア等の関連事業を実施
		<p>(12) 産業人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組 	<p>(17) その他広域連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の共通課題（鳥獣被害対策、物流問題対策、交流・移住の推進等）に対応 	<p>(22) Jヴィレッジを中核とした取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年4月にJヴィレッジを全面再開 Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島復興を世界にアピール

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

4. (2) 福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に**新たな産業基盤の構築**を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 現在、**福島ロボットテストフィールド**が順次開所するとともに、**世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場**が建設中であるなど、**各拠点の整備が着実に進展**。
- これに加えて、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係る**プロジェクトの推進**、**企業立地の促進**、**教育・人材育成**等を加速する。さらに、進出企業と地元企業の連携等を進めることにより、事業者やプロジェクト単位の取組を**地域的な産業の集積へと拡大**させ、**持続的・自立的な産業発展を実現**する。

主な拠点・プロジェクト等

廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催（2020年）



福島ロボットテストフィールド
（南相馬市、浪江町）



ドローンの試験飛行

エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業の創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組
（無人走行トラクター）



ワンダーファームの
トマト栽培

今後の方向性

産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー等の分野の関連企業を誘致し、拠点と連携した新たな産業を集積。

教育・人材育成

初等中等教育から高等教育に至るまで、幅広い構想を支える人材を育成。県内外の大学による浜通り地域での研究活動も支援。

4. 風評払拭・リスクコミュニケーション

5. 風評被害対策

i) 風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性

○復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催(2013年3月～)。
○「風評対策強化指針」(下記概要)の3本柱に基づき、正確で分かりやすい情報発信、被災地産品の販路拡大などに取り組んできたところ。
○2017年12月開催のタスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。本戦略の具体化に向け、「知ってもらおう」、「食べてもらおう」、「来てもらおう」の3つの視点から、関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信を実施。

<主な取組状況> 風評対策強化指針(2014年6月策定、2018年7月改訂)等に基づく風評払拭に向けた取組

※取組状況は、2019年4月末時点で更新

1. 風評の源を取り除く

(1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

○福島県産米の全袋検査において、2015年産米以降は全て基準値以内

(2) 環境中の放射線量の把握と公表

○福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約77%減少(2018.10現在)

2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

(1) 放射線の基礎的知識等に関する情報発信

○「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を踏まえ、以下のパンフレット等で情報発信

①「放射線のホント」: 関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして作成(2018.3)。電子書籍による無料配信も開始(2018.6)。

②「風評の払拭に向けて」: 主に海外向けに福島県の空間線量率や食品の安全性など内容をシンプルに改訂し多言語で作成。

③「放射線副読本」: 放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、章立てを見直すなどの改訂を行い公表(2018.10)。全国の小・中・高等学校等に約1,450万部配布。

○風評の払拭に向け、福島県の復興の現状等を「知ってもらおう」、福島県産品を「食べてもらおう」、福島県に「来てもらおう」の3つの観点から、テレビやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施(2019.2～)

(2) 被災地の不安払拭に向けた取組

○放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合同ワークショップ」を開催(2017.12)。

3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1) 被災地産品の販路拡大等

①福島県農林水産業再生総合事業により、生産から流通・販売に至るまで、支援→改正福島復興再生特別措置法に基づき、2017年度から福島県産農林水産物等流通実態調査を実施。

→調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体への指導、助言等に関する通知を发出(2019.4)。また、関係業界団体を対象とした中央説明会、個別説明会を実施予定。

②国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会を開催

③ふくしま応援企業ネットワークによる首都圏等でのフェア開催情報等、福島県産品を買える場所の情報発信

(2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

① 首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れの実施

② 「復興五輪」海外発信プロジェクト(在京大使館への情報発信)

→輸入規制措置を講じた81か国・地域のうち、計31か国・地域が規制を撤廃、48か国・地域が規制を緩和

(3) 国内外からの被災地への誘客促進

①訪日外国人旅行者の拡大

→東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施(海外の著名人等を招請し、グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信等)

②福島県への教育旅行の回復に向けた対策

→小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施(2018.8)

→復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を发出(2019.3)

<今後の方向性> 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(2017年12月12日策定)に基づくフォローアップ

○2019年4月12日に開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、以下の取組を復興大臣から各府省庁に指示。

指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信

指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

・「知ってもらおう」…放射線副読本の学校での活用の促進 等
・「食べてもらおう」…流通実態調査を踏まえた流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬の解消 等
・「来てもらおう」……教育旅行の回復に向けた「ホープツーリズム」のさらなる推進 等

5. 風評被害対策

ii) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

- 福島については、科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- これらを解消すべく、**広く国民一般に対して、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針**として、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」を策定（2017年12月12日）。
- この戦略の下、**関係府省庁が連携して取組を進める**とともに、継続的に**フォローアップ**する。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

- 「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

取組の具体化

放射線副読本の改訂・普及、農林水産物の販路拡大・販売促進支援、教育旅行を含めた国内観光振興への支援 等